

警察消防災害等相互協力協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、山形県酒田警察署（以下「甲」という。）、山形県庄内警察署（以下「乙」という。）及び酒田地区広域行政組合消防本部（以下「丙」という。）が、災害現場活動等における相互協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力等の種別)

第2条 本協定において相互協力を要する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害による人命救助活動
- (2) 多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動
- (3) その他住民の生命、身体及び財産の保護に関し相互協力により事態対処の必要があると認める事項

(現場活動の調整)

第3条 前条に定める相互協力を要する事項（以下「要協力事項」という。）に関する活動については、合同調整所を設置するなどして必要な調整を行い、情報の共有及び活動に当たって、緊密に連携するものとする。

(連絡体制の確立)

第4条 甲、乙及び丙は、要協力事項に関する災害連絡担当者を設置し、連絡先について甲、乙及び丙で共有する。また、災害連絡担当者不在時に早急な連絡を要する事態が発生した場合に備え、副災害連絡担当者を設置するものとする。

(対処訓練の共同実施)

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく人命救助活動等を円滑に実施するため、平素から要協力事項に関する訓練の共同実施に努め、それぞれの技術、能力、装備等を確認し合い、現場での役割分担や救出救助の進め方を協議するものとする。

(個人情報の共有及び保護)

第6条 この協定により知り得た個人情報は、当該機関が属する行政機関が定める個人情報保護規定に基づき保護するものとする。

(協議、改廃等)

第7条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

(保管)

第8条 この協定の成立を証するため、正本3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定書は、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月23日

甲 酒田市上安町1丁目1番地の1
山形県酒田警察署長

小川 広治



乙 東田川郡庄内町余目字滑石8番地1
山形県庄内警察署長

片平 淳一



丙 酒田市大町字上割43番地の1
酒田地区広域行政組合消防本部
消防長

粕谷 博志

